（家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第四条　次に掲げる規則の規定中「第百一条」の下に「、第百五条の二」を加える。

一　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）第四十六条第一項

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第四十六条第一項

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則第六条の改正規定及び附則第二条の規定は、公布の日から施行する。

（刑事訴訟規則施行規則の一部改正）

第二条　刑事訴訟規則施行規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、第百七十九条の二（継続審理）」を削る。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○厚生労働省令第百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十一　（略） （削る）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十一　（略） 三十二　N－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－ブチル－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類
三十二～八十七　（略） （削る） 八十八～百八　（略） （削る） 百九～二百七十　（略） （削る） 二百七十一～三百二十八　（略）	三十三～八十八　（略） 八十九　二－（四－エトキシベンジル）－五－ニトロ－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類 九十～百十　（略） 百十一　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類 百十二　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－五－ニトロ－二－（四－プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類 百十三～二百七十四　（略） 二百七十五　四－メチル－一－フェニル－二－（ピロリジン－一－イル）ペンタン－一－オン及びその塩類 二百七十六　一－［二－メチル－四－（三－フェニルプロパ－二－エン－一－イル）ピペラジン－一－イル］ブタン－一－オン及びその塩類 二百七十七～三百三十四　（略）

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十七号）の施行の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。